

広島県告示第二百十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

竹原市

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実 施 期 日	器 物 受 付 時 間		実 施 場 所
令和七年四月二日	午前一〇時三〇分～午後三時		忠海地域交流センター
令和七年四月二三日	午前一〇時三〇分～午後〇時	ひろしま農業協同組合荘野支店	
	午後一時三〇分～午後三時	吉名地域交流センター	
令和七年四月二四日	午前一〇時三〇分～午後三時		竹原市役所
令和七年四月二五日	午前一〇時三〇分～午後三時		竹原市役所

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
令和七年四月二二日～ 令和八年三月三一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定期間検査機関

一般社団法人 広島県計量協会